

長野県管理公園トライアルサウンディング実施要領

1 トライアルサウンディングの背景及び目的

長野県では、松本平広域公園及び若里公園を対象に公園の更なる魅力向上を進めるため、「サウンディング型市場調査」を行ってきました。この調査では、「一定のリスクが見込まれるため、事業導入前にある程度長期間の試行が必要」といった意見や公園ですぐに実施可能なイベントのご提案等、多くのご意見・ご提案を頂戴しました。

また、With/After コロナ時代において、「ニュー・ノーマル」に対応したまちづくりが求められる中で、公園では地域のニーズに応じた柔軟かつ多様な活用が必要となっています。

そこで、県では、松本平広域公園及び若里公園を対象に公園の一部を暫定的に利用しながら事業を試行するトライアルサウンディングを実施します。このトライアルサウンディングにより提案事業者の皆様は実際に公園の使い勝手や立地条件、収益性等を確認することが可能です。

加えて、優れたアイデア・ノウハウの活用とスピード感を持った対応をより強化していくため、公園の利活用に関心のある民間事業者等への支援窓口として「公園利活用支援窓口」を都市・まちづくり課に設置しました。

With/After コロナ時代において公園の柔軟かつ多様な利活用を試行し、今後の県管理公園の官民連携による活用方針の決定に繋げるため、トライアルサウンディングへのご参加をよろしくお願ひします。

2 トライアルサウンディングの流れ

実施期間は令和2年9月23日(水)から令和3年12月31日(金)までとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、継続実施や早期の終了も検討します。

項目	内容
事前相談・現地見学	公園利活用支援窓口(都市・まちづくり課)と日程調整のうえ随時実施します。
暫定利用申請	「6 利用申請関係書類」に示す書類を提出してください。
提案審査	提案内容を公園利活用支援窓口で審査します。 本トライアルサウンディングの趣旨に合致する利用の場合、実施事業として認定します。

項目	内容
使用許可	許可書を交付します。 本トライアルサウンディングの趣旨に合致する利用の場合、使用料を減免します。
暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施します。 利用期間は、原則1日から3ヶ月程度までとします。 各種イベントが重なった場合や予約状況によっては、日時の変更をお願いする場合があります
ヒアリング※	事業実施後、アンケート及びヒアリングを行います。

※必要に応じ、追加調査を依頼する場合があります。

3 対象区域

(1) 松本平広域公園（松本市、塩尻市）

対象区域は、原則として競技スポーツゾーン、ファミリースポーツゾーン、野と花のゾーン、花のプロムナードゾーン、ターミナルゾーンとします。公園の全体図は資料1を、施設一覧は資料2を参照してください。

(2) 若里公園（長野市）

対象区域は、原則として若里公園の一部とします。公園の全体図は資料3を参照してください。

4 提案要件等

(1) 提案要件

ア 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分行った内容であること
- ②確実に実施できる内容であること
- ③公園を利用する市民等の利便性、サービスが向上する内容であること。

イ 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ①政治的または宗教的活動
- ②青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥その他、県が公園との関連性が低いと判断する行為

(2) 参加要件

ア 対象者

トライアルサウンディングにより暫定利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。

なお、次のいずれかに該当する場合は、トライアルサウンディングに応募できません。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生又は再生手続き中の者
- ・長野県暴力団排除条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団員又は暴力団関係者
- ・国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））及び地方税を滞納している者
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- ・法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、事業実施予定日までに許認可等の条件となる免許を有していない者
- ・その他トライアルサウンディングに参加することが適当でないと県が認める者

イ 役割分担

利用希望者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

5 留意事項

(1) 費用負担

トライアルサウンディングの参加に要する費用は利用希望者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い・特許権等

ア 著作権の取り扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

イ 無断使用の禁止

利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。

また、第三者に情報を漏らしません。

ウ 特許権等による責任負担

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づ

いて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとしします。

(3) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとしします。

(4) 責任及びリスク分担の考え方

トライアルサウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、暫定利用者が実施する事業については、利用希望者が責任を持って遂行してください。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として利用希望者が負うものとしします。

(5) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反するなど、トライアルサウンディングの目的から逸脱し、県から警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

(6) トライアルサウンディングへの参加の扱い

トライアルサウンディングへの参加実績を、事業者や指定管理者公募における評価の対象とすることがあります。

6 利用申請関係書類

様式番号	書類名	提出時期
1	誓約書	申請(提案)時
2	団体概要書	
3	事業提案書	
4	都市公園占用許可申請書	実施決定後
5	都市公園行為許可申請書	
6	都市公園使用料減免申請書	

※事前相談又は現地調査は随時受け付けています。

7 申込先・連絡先

【公園利活用支援窓口】

〒390-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県建設部都市・まちづくり課都市公園係

担当 高橋 孝平

電話 026-235-7296 (直通)

E-mail toshikouen@pref.nagano.lg.jp